

## 神奈川県手話言語条例の見直しについて（案）

### 1 条例の概要

手話は、本条例の前文にもあるとおり、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者同士やろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語であるが、そうした中で、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えないことから、手話に対する県民の理解を一層深め、これを広く普及していく必要があるという認識のもと、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築することを目的としている。

また、条例第8条により、条例の基本理念の具体化については、手話推進計画を策定し、それを実施することとしている。

### 2 条例見直しの検討

#### (1) 条例制定の趣旨

条例前文のとおり

#### (2) 直近5年間における当該条例の施行の状況の把握

条例第8条に基づき、平成28年3月に「神奈川県手話推進計画」を策定し、手話の普及等に関する3つの方向性（手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、手話を使用しやすい環境の整備）により、関係者と協力しながら、施策を推進してきた。

#### (3) 条例・計画に関連する社会状況の推移等

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の制定等、社会状況の推移に留意して検討を行う。

##### ① 条例制定自治体の拡大

34道府県/17区/320市/82町/3村 計456自治体（令和4年8月12日現在）

※全日本ろうあ連盟ホームページより

「手話を広める知事の会」入会状況（平成29年10月16日現在）47都道府県

##### ② 国の関連施策等

- ・法律制定の動き（手話言語法）については、衆議院に議案提出済（特に動きはなく、制定の目途はたっていない）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（平成28年）、一部改正（令和3年）
- ・電話リレーサービスの開始（令和3年7月～）
- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年5月25日施行）

##### ③ 県の関連施策等

- ・ともに生きる社会かながわ憲章（平成28年10月14日規定）
- ・かながわSDGs取組方針（平成30年12月策定）
- ・聴覚障がい児手話言語獲得支援事業による手話交流会「しゅわまる」の実施（令和2年4月～）
- ・神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の制定（令和4年10月）

④ その他

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、生活様式の変化への対応

**(4) 見直しの内容調整**

現行条例では、条例の基本理念や関係者の役割等について規定しており、条例第8条に基づき策定された手話推進計画により、具体的な取組みを実施している。

条例の見直しにあたっては、これまでの協議会での検討や当事者団体へのヒアリングでの意見聴取の結果を踏まえ、次の観点から改正の検討を行う。

① 3つの方向性について

現在の3つの方向性のうち、「手話に関する教育及び学習の振興」の中での「ろう児の手話獲得の支援の必要性」、及び「手話を使用しやすい環境の整備」での「非常時を含むあらゆる場面で手話で意思疎通できる環境の整備」について、特に御意見が多く出されており、計画へ反映しているところであるが、条例見直しの際にも考慮する。

また、他にも、ろう児を含めたる者の手話習得に関する取組の必要性や盲ろう者について具体的に記載すること、さらに、手話通訳者の養成や身分保障などについての御意見もいただいております。今後の取扱いについて併せて検討する必要がある。

② 条例改正案の検討について（別紙参照）

①にある課題等を含め、条例改正案について、別紙のとおりの内容で調整する。

本条例が理念条例という性格であることや、具体的内容は計画で定める構成となっていることを踏まえつつ、法制部門とも協議しながら、具体的な案文を調整する。

**(5) 見直し調書**

別添（参考資料2）見直し調書のとおり

**3 今後のスケジュール（参考資料3）**

令和4年4月～	条例改正内容の検討
令和4年12月	条例改正概要案を県議会に報告
令和5年2月	条例改正案を県議会に上程
令和5年4月以降	改正条例施行

## 条例見直し内容について（素案）

## 1 概要

これまでいただいた御意見を踏まえ、条例見直し内容の検討にあたり次のとおり整理を行った。

本条例は理念条例であり、具体的な取組内容は計画で定め、その計画に基づき施策を実施するという構成となっているが、より柔軟に施策を展開する観点から、この考え方は維持する。

なお、令和4年第1回県議会定例会厚生常任委員会において、条例の見直し結果として「改正の必要性の有無」等について報告しており、令和4年度は、下記の整理を踏まえ、改正することで、具体的な内容の検討を行う。

## 2 検討事項の整理（案）（別紙2参照）

## (1) 手話を必要とするろう児やろう者の手話の習得の位置付けについて

条例にある「手話の普及等」とは、ろう者の社会的障壁の除去や社会参加に関わる取組であり、一般県民に向けた普及の他、手話を必要とするろう者自身が手話を習得できることは、ろう者自身による意思決定やろう者の社会参加の観点から必要であり、国等における取組強化の流れと合わせて、そうした環境整備を行うことも含めて社会的障壁の除去に向けた取組として改定計画にも位置付けた。

また、現在の条例第3条（基本理念）では、手話を「ろう者が大切に受け継いできた」所与のものとして記載しているが、上記のような観点をよりわかりやすくするために、条例において、「手話を必要とするろう児が習得することが可能であること」や「今後も当事者により手話が受け継がれていくことの必要性」といった理念的な部分の記載を追記する。

※ 手話言語条例では、県の責務として、第4条において、県は第3条に定める基本理念に則り、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有すると規定している。

## (2) 盲ろう者についての言及

盲ろう者の中には、手話を使用する者がおり、手話言語条例では、手話を使用する方を「ろう者」としていることから、現在、手話を使用する盲ろう者もその定義の中に含まれるということで整理されている。このことについて、社会通念上、また、国の障害施策等の体系においても、ろう者と盲ろう者は別であるとの考え方を踏まえ、条例において盲ろう者についての記述を追加する。

**(3) 非常時を含むあらゆる場面において手話で意思疎通できる環境の整備について**

手話で意思疎通できる環境の整備については、現在の条例目的が達成された社会の姿であり、当該条例に基づく、具体的施策（計画）の推進により取り組む事項として整理しているところであるが、情報関連法令の状況（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法成立）も踏まえ、手話の機会の確保の重要性は、平常時に限らず、非常時を含めたものであることを明らかにするため、条例においてもそのことをより明確化するため、表現を追記する。

**(4) 手話通訳の養成や活動環境の充実について**

手話通訳の養成や活動環境の充実については、条例の基本理念を実現するために施策として取り組む内容であり、具体的な手話の推進に係る取組として、計画に位置付ける事項として整理しているところであるが、手話通訳等の意見やその協力を得た県施策の推進について、条文の一部を追記することで、内容を明確化する。

**(5) 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例制定を踏まえた検討**

令和4年10月に当事者目線の障害福祉推進条例（以下、「同条例」と言う。）が制定され、本条例においても、それを踏まえた整理が必要となっている。

具体的には、合理的配慮に関する規定（同条例第14条）や障害者の施策への参加（同条例第18条）などがあり、同条例との整合性を取るため、本条例での文言の確認・整理を行った。

また、(1)「手話を必要とするろう児やろう者の手話の習得」をはじめとした上記(1)～(4)の改正事項は、「ろう者自身による意思決定」や「ろう者の社会参加」の重要性に鑑み、改めて、社会的障壁の除去に向けた環境整備の一環として、「当事者目線の障害福祉」そのものに関わる内容として、検討を行ったところである。

同条例の目的は、手話言語条例の目的と同様の内容を規定しており、同条例及び手話言語条例の目的とする社会の実現に向けて、当事者と意見交換しながら、引き続き手話言語条例に基づき策定された手話推進計画や手話普及推進のための施策を推進する。

なお、同条例の中で定めることとしている基本計画に位置付けられる施策のひとつに、障害者が十分に情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにするための情報提供その他の支援に関する施策があり、手話に関する施策もこの中に含まれる予定である。

新旧対照表

○神奈川県手話言語条例

新	旧
<p>神奈川県手話言語条例</p> <p>平成26年12月26日 条例第89号</p> <p>神奈川県手話言語条例をここに公布する。</p> <p>神奈川県手話言語条例</p> <p>手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要ない言語である。</p> <p>我が国におけるその起源は明治時代とされ、これまで、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展を遂げてきたが、過去には、口の形を読み取り、意思を発音し、又は発声する口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制約された時代もあった。</p> <p>その後、平成18年12月の国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年1月、我が国はこれを批准した。</p> <p>この条約の採択により、手話が言語であることが世界的に認められ、ろう者による歴史的、文化的所産である手話に対する理解の促進が期待されている。</p> <p>そうした中、我が国では、手話が言語であることを障害者基本法において明らかなにしたものの、いまだ手話に対する理解が浸透してはいく必要ないことから、手話に対する県民の理解を深め、これを広く普及していく必要がある。</p> <p>こうした認識の下、手話を普及するための施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。</p> <p><u>その後の、障害者の権利に係る条約に係る国内関連法令のさらなる整備や、令和4年10月の「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例（令和4年条例第57号）」の制定を踏まえ、ろう者自身による意思決定や社会参加の一層の推進のため、聴覚に障害のある子どもたちが、乳幼児期からその保護者等とともに手話を習得することの重要性や、触手話や接近手話といった手話で意思疎通する直ろう者が含まれることの明確化など、県民へ手話及びろう者への理解を深め、手話の普及等を進めるため、条例を一部改正する。</u></p>	<p>神奈川県手話言語条例</p> <p>平成26年12月26日 条例第89号</p> <p>神奈川県手話言語条例をここに公布する。</p> <p>神奈川県手話言語条例</p> <p>手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要ない言語である。</p> <p>我が国におけるその起源は明治時代とされ、これまで、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展を遂げてきたが、過去には、口の形を読み取り、意思を発音し、又は発声する口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制約された時代もあった。</p> <p>その後、平成18年12月の国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年1月、我が国はこれを批准した。</p> <p>この条約の採択により、手話が言語であることが世界的に認められ、ろう者による歴史的、文化的所産である手話に対する理解の促進が期待されている。</p> <p>そうした中、我が国では、手話が言語であることを障害者基本法において明らかなにしたものの、いまだ手話に対する理解が浸透してはいく必要がある。</p> <p>こうした認識の下、手話を普及するための施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。</p>

※条例施行後の社会情勢の変化及び協議会委員からの意見を踏まえ、社会参加と意思決定の推進の観点から、条例改正事項のうち、とくに乳幼児期から保護者とともに手話を習得することと、盲ろう者について、前文に追記する。

(目的)

第1条 この条例は、手話がろう者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段としての言語であり、手話を選択する機会が**非常時も含めて**可能な限り確保されなければならないものであることに鑑み、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定め、もつてろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重しながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

※、手話の機会の確保の重要性は、平常時に限らず、非常時を含めたものであることを明らかにし、条例においてもそのことをより明確化するたため追記する。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいい、**手話を使用する盲ろう者も含む。**

※盲ろう者について追記する。

2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であつて、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要な言語であり、**手話を必要とする聴覚障害のある子どもが乳幼児期からその保護者等とともに習得することができ、今後も受け継がれるべき言語であること**についての県民の理解の下に、

(目的)

第1条 この条例は、手話がろう者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段としての言語であり、手話を選択する機会が可能な限り確保されなければならないものであることを鑑み、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定め、もつてろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であつて、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進されなければならない。

推進されなければならない。

※ 手話の普及等について、一般県民に向けた手話普及のみならず、当事者が手話習得できることは、その意思決定や社会参加の観点から重要であること、とくに乳幼児については、そもそも言語能力を獲得し、保護者との十分な意思疎通の成長していく観点からとくに重要であることを踏まえて、追記する。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、また、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例（令和4年条例第57号）第14条第1項の規定を踏まえ、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、ろう者及び手話通訳者、盲ろう通訳・介助員その他の手話を使用する者の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有する。

※県がろう者や手話通訳、盲ろう通訳・介助員等の意見を聞きながら、その協力を得て手話の普及を推進することについて明確化する。

※また、社会的障壁の除去に関する「必要かつ合理的な配慮」について、差別解消法の合理的配慮の他、当事者目線の障害福祉推進条例第14条の「意思の表明がない場合における合理的配慮の努力」を含むことについて追記する。

(市町村との連携及び協力)

第5条 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が手話の普及等に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

※当事者目線の障害福祉推進条例第5条の規定を踏まえ、追記する。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 手話を使用する者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及に努めるものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有する。

(市町村との連携及び協力)

第5条 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 手話を使用する者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及に努めるものとする。

新	旧
<p>(事業者の役割)</p> <p>第7条 事業者は、基本理念にのっとり、<u>また、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例（令和4年条例第57号）第14条第2項の規定を踏まえ、</u>ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に關して配慮するよう努めるものとする。</p> <p>※社会的障壁の除去に關する「必要かつ合理的な配慮」について、差別解消法の合理的配慮の他、当事者目線の障害福祉推進条例第14条の「意思の表明がない場合における合理的配慮の努力」を含むことについて追記する。</p> <p>(手話推進計画)</p> <p>第8条 県は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話の普及等に関する計画（以下「手話推進計画」という。）を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>2 県は、手話推進計画の策定又は変更にあたっては、<u>ろう者の参加を推進する</u>とともに、<u>ろう者その他の</u>県民の意見を聴き、これを反映することができよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>※当事者目線の障害福祉推進条例第18条「政策立案過程への当事者の参加の推進」を踏まえ、追記する。</p> <p>(財政上の措置)</p> <p>第9条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この条例は、<u>令和5年 月 1日から施行する。</u></p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に關して配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(手話推進計画)</p> <p>第8条 県は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話の普及等に関する計画（以下「手話推進計画」という。）を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>2 県は、手話推進計画の策定又は変更にあたっては、県民の意見を聴き、これを反映することができよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(財政上の措置)</p> <p>第9条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>